

会 議 等 報 告 書

| | |
|-------|--|
| 会 議 名 | 外出助成(タクシー助成)事業見直しについての説明会 (岐阜県聴覚障害者協会多治見支部) |
| 日 時 | 令和2年6月17日(水) 13:30 ~ 14:10 |
| 場 所 | 総合福祉センター |
| 出 席 者 | 岐阜県聴覚障害者協会多治見支部 市:福祉課長 春田 障がい者支援グループ 大山、田中、手話通訳(生田・八木) |
| 内容 | <p>司会 障がい者支援グループ 田中</p> <p>1 あいさつ・概要説明(課長)</p> <p>2 質疑応答・意見交換等</p> <p>(聴) 次回の更新手続きはどのようなか。 (市) 現在のタクシーチケットの有効期限は9月30日。例年どおり、8月中旬に更新申請書を送る予定。</p> <p>(聴) 年齢による制限(65歳以上)はあるか。 (市) 手帳の等級と障がいの内容で助成対象が決まる。次回の更新からは年齢制限はなくなる。</p> <p>(聴) 重度の障がい者は対象か。 (市) 身体障害者手帳1.2.3級の方は対象。4級は、下肢・体幹・視覚障がいの方が対象。</p> <p>(聴) 身体障害者手帳を提示してタクシーチケットを出したら「両方は使えない」といわれた会社があった (市) 制度内容をタクシー会社に徹底する。</p> <p>(聴) タクシー料金が高い。 (市) タクシー料金は運輸局の認可運賃なので、市で決めることはできない。この制度は初乗運賃を助成するものであることを理解いただきたい。</p> <p>(聴) コミュニティタクシーがなくなってしまったが、一番サービスがよかった。 (市) タクシー事業は継続困難だったようなので、市としても残念である。</p> <p>(聴) 制度改正の文書は個別通知されるか。 (市) 現在の利用者に更新の案内を郵送する。説明書を同封するが、制度改正のみの案内文書ではない。また、制度改正と更新申請については、8月の「広報たじみ」に掲載する。</p> |

会 議 等 報 告 書

| | |
|--|--|
| 会 議 名 | 外出助成(タクシー助成)事業見直しについての説明会 (岐阜県身体障害者福祉協会多治見支部) |
| 日 時 | 令和2年6月22日(月) 19:00 ~ 19:20 |
| 場 所 | 総合福祉センター |
| 出 席 者 | 岐阜県身体障害者福祉協会多治見支部 市:福祉課長 春田 障がい者支援グループ 大山、田中 |
| <p>内容</p> <p>司会 障がい者支援グループ 田中</p> <p>1 あいさつ・概要説明(課長)</p> <p>2 質疑応答・意見交換等</p> <p>(身) 自動車税減免の方は対象外ということだが、車を手放して免許を返納すれば、タクシーチケットはもらえるか</p> <p>(市) 減免を受けていないということであれば対象になる。 免許を返納すると警察署で運転経歴証明書が発行される。それを提示していただければすぐ確認できる。また、自動車税や軽自動車税の減免状況は、福祉課ではわからないので、身障手帳等に記された「減免されている旨の印」で確認する。 7月20日(月)修正説明 自動車税は4月～翌年3月までの分であるため、減免を受けない場合はその年度の4月～9月分の枚数のタクシーチケットを交付する。</p> <p><タクシーチケット以外についての意見></p> <p>(身) 県の思いやり駐車場について、どこの駐車場でも対象者以外の方が使っていることが多い。障がい者、車椅子の方が駐車するスペースがない。 我々自身もPRしなければならぬが、市が管轄する場合は、市から強く指導してほしい。</p> <p>(市) 障がい者用スペースも思いやり駐車場も、利用しづらいという話は聞いている。 マナーの問題ではあるが、管理する側は制度を徹底することが必要なので、様々な機会を通じて各施設にPRをお願いしていきたい。</p> | |

会 議 等 報 告 書

| | |
|--|--|
| 会 議 名 | 外出助成(タクシー助成)事業見直しについての説明会 (岐阜県視覚障害者福祉協会多治見支部) |
| 日 時 | 令和2年6月24日(水) 15:00 ~ 16:10 |
| 場 所 | 総合福祉センター |
| 出 席 者 | 岐阜県視覚障害者福祉協会多治見支部 市:福祉課長 春田 障がい者支援グループ 大山、田中 |
| <p>内容</p> <p>司会 障がい者支援グループ 田中</p> <p>1 あいさつ・概要説明(課長)</p> <p>2 質疑応答・意見交換等</p> <p>(視) 視覚障がい者については、制度変更はないか。 (市) 4級の下肢と体幹、視覚障がいの方は、年齢要件や課税要件がなくなった。</p> <p>(視) タクシーチケットを一度に2枚使えないか。月2回程度病院に行く時に使って下さいということだったが、ワンメータがだんだん短くなっているの、目減りしている。 (市) 料金の減額ではなく、外出機会を創出し、社会参加を支援することが趣旨。今までどおり、1回につき1枚の利用をお願いします。</p> <p>(視) 支給枚数の36枚と24枚の基準はどのようなか。 (市) 月単位の枚数という考え方であり、月に2回分又は3回分という基準。年度途中の申請は、一月ごとに2枚又は3枚の減。</p> <p>(視) 予算の中で決めているのか。 (市) 人数、利用率、2~3年間の傾向を考慮して制度を設計し、予算化している。</p> <p>(視) 使う人が増えると予算がなくなるため、使える枚数は減ってしまうのか (市) 多少の増減があっても対応可能な予算を立てている。</p> <p>(視) 対象者であっても車があるからタクシーチケットはいらないという人もいる。 (市) 自動車税の減免を受けている方は車で外出できるので、タクシーチケットと重複していると判断し、10月からは対象外とした。</p> <p>(視) タクシーチケットか自動車税減免のどちらかを選べということか。 (市) 4月までに自動車税の減免手続き済みの方は、10月からの更新の際に手帳を確認して対象外とさせていただく。タクシーチケットを選ぶのであれば、次年度の自動車税の減免申請を行わないことになる。税金は、普通車では46,000円とか39,000円、タクシーチケットは600円×36枚で計算すると20,000円ぐらいになるので、税金の方が高い。</p> <p>(視) 自動車税の減免を選んだ方がよいということか。 (市) 金額だけで比較すればそうなるが、軽自動車の場合は8000円なので、タクシーチケットの方が高い。各自で判断していただきたい。</p> <p>(視) 自動車税とタクシーチケットは同じ福祉事業の予算か。 (市) 普通車は県税で、軽自動車は市税。市としては、重複しているという考え方。同じ対象者であっても、所得補償的な自動車税の減免と外出支援を目的としたタクシーチケット</p> | |

会 議 等 報 告 書

の給付とは目的が異なる。しかし、外に出かけるという点では同じ支援なので、どちらかを選んでいただきたい。

(視) タクシーチケットしか使えない方もあるので、自動車税の減免を受けない分はタクシーチケットを増やしてほしい。

(市) 自動車税の減免分の削減は他の施策で活用することになる。

(視) 今回は説明のとおりだが、将来的には市の予算が足りないから全部なくなってしまうということはないか。

(市) 数年間に1回の行政改革として見直しを行ったので、当面は継続させる。

(視) 残り枚数がわかるように、タクシーチケットに通し番号を入れてもらえないか。また、チケットを切り離したものは無効ということを知った。宣伝不足では。

(市) 切り離したチケットが無効ということは、チケットを交付する際の案内にも記載があるので、スピーチオで読んでいただければ確認できる。切り離しを無効としているのは、タクシーチケットの表紙に障害者手帳の番号があり、手帳と一緒に提示していただくことで本人確認を行っているが、切り離したチケットそれぞれには手帳の番号は入っておらず、誰のものかがわからないため。

(視) 身障手帳とタクシーチケットを提示しても1割引してもらえないタクシー会社がある。

(市) 情報提供していただければ、その都度タクシー会社に電話している。会社から運転手に周知徹底してもらおう。

(視) この意見交換会はいつからやっているのか

(市) 今回はタクシーチケット見直しに限定して開催。通常の見直しは、夏から秋にかけて実施予定。タクシーチケットの見直しについては、3月に意見交換会を開催予定であったが、新型コロナウイルスの関係で延期になっていた。

<タクシーチケット以外についての意見>

(視) 新型コロナウイルス関係の情報が何回も送られてきた。もう少し簡単にできないのか。

(市) 情報が変わる度に出している。変わったところだけ出すと全体がわりづらく、必要な情報はそれぞれ異なるので、繰り返し情報提供を行っている。

(視) スピーチオで読みとれない資料があった。他の方法はないか。

(市) 防災無線は電話でも聞くことができ、同じ音声流れる

(視) 6万円の防災無線受信機を区長等の役員に配るという話を聞いた。視覚障がい者に配布してもらえないか。また、防災無線が聞きづらい地域がある。

(市) 企画防災課に要望として伝える。

(視) 目が不自由だと承知しながら、チラシをポストに入れておくだけの民生委員がいる。情報伝達についていい方法があれば教えていただきたい。

(市) 見守り対象者について、個別に具体的な状況を把握しているのであれば、もう少し工夫が必要だと思う。防災無線については、企画防災課に確認する。

(視) 日常生活用具の給付のうち電磁調理器について、「テーブルの上に専用の金属鍋を置いて調理するものが電磁調理器」という定義を、「電子レンジも含む」と見直しもらった。電子レンジの方が使いやすいのでありがたいが、操作盤が手で触ってわかるものを選択する

会 議 等 報 告 書

ことが必要。

(視) アナログ放送の中止でテレビの聞けるラジオがなくなったが、同じようなものがあると聞いた。

(市) 地デジ対応のラジオであれば給付対象なので、申請していただければよい。

(視) 5～6年前に助成を受けてパソコンを購入した。視覚障がい者は情報弱者なので、パソコンはすごく便利。補聴器の補助はすごく有難いが、できればスマートフォンがとても便利。購入する時の代金だけでもパソコンと選べるようにしてほしい。持って歩けるし、切符も買えるので視覚障がい者には便利。

(市) パソコン代わりに携帯電話を使うということは理解できるが、パソコンの用途以外にも携帯電話を使うこともできる。また、料金体系も会社や契約方法によって様々なので、対応が難しい。携帯電話の多機能化は時代の流れであるが、補助のあり方については制度設計から考えないといけない。

(視) 携帯で色を読み取ったり、お札を読んだりというアプリがある。また、持って歩けること自体が便利。本体だけ買う場合だけでいいので、助成を考えてほしい。

(市) 参考意見とさせていただきます。

会 議 等 報 告 書

| | |
|--|---|
| 会 議 名 | 外出助成(タクシー助成)事業見直しについての説明会(東濃さつき会) |
| 日 時 | 令和2年6月25日(木) 15:00 ~ 15:40 |
| 場 所 | ピュアハート姫 |
| 出 席 者 | 東濃さつき会 市:福祉課長 春田 障がい者支援グループ 大山、田中 |
| <p>内容</p> <p>司会 障害者支援グループ 田中</p> <p>1 あいさつ・概要説明(課長)</p> <p>2 質疑応答・意見交換等</p> <p>(東) 交通費助成の見直し、タクシー助成の見直しに加え、バスの本数が減っている。多治見市の割引運賃が適用されるのは12時台の1本。事業所の始まる時間帯から考えるとバスは利用できない。作業所へ通えないばかりか日常でも公共交通機関の利用ができない。代わりになる制度がないのであれば弱者切り捨てになる。制度を利用する側からすると多治見市の制度は充実しているとは言い難い。</p> <p>(市) ご意見としては理解できる。8次行革において、福祉に限らず市全体の制度を見直す中で1年間、検討した。見直しができるのであれば実施するという前提で、どこで線引きするのがいいかについて、多くの案を検討した。タクシー助成については、外出の機会を助成することが主目的であるため、自動車税の減免制度との重複、支援の必要度の高い方(4級のうち下肢・体幹・視覚障がい)の条件緩和、という視点で検討を行った。</p> <p>(東) 枚数について、どのくらいの率で使われているか。1.2級の人が使っていない分を他の級の人に分けることはできないか。</p> <p>(市) 身体障害者約74%、知的障害者約41%、精神障害者約63%。使い切れていない方もいる。</p> <p>(東) 枚数を減らすことで対象を広げるといことはできないか。</p> <p>(市) どのように制度設計していくかということがあり、36枚、24枚という枚数は年度途中で申請された場合に月数で減らすため、2枚あるいは3枚×月数という制度設計をしている。使用枚数が少なければ他へ回すということは、制度として難しい。</p> <p>(東) 自動車税の減免を受けていると対象外というのは、本人運転でも家族運転でも変わらないのか。</p> <p>(市) 障害者手帳で確認させていただく。本人名義の車でなくても障がい者の方のために使うということで減免を受けていれば、障害者手帳に表示がされる。表示がされている方は対象外。</p> <p>(東) 多治見市ではガソリン代の助成は考えていないのか。</p> <p>(市) タクシーとガソリン代のどちらかを選択するという助成をやっていたことがあるが、障害者の方にその費用が充てられているかどうかの判断が難しい。直接障害者の方に使わせていただくということでガソリン代の補助はやめたという経緯がある。ガソリン代の補助制度を再度つくっていくことは考えていない。</p> <p><タクシーチケット以外の意見></p> <p>(東) 通所の交通費補助も見直しされた。考え直していただくことはできないか</p> | |

会 議 等 報 告 書

(市) 昨年見直したばかりのため、当面はこの形でお願いしたい。

(東) 年末調整で申告は必要ないとの説明で申告していなかったところ、他の課から申告が必要と言われた。

(市) 税務課は住民税、保険年金課は保険料の関係だと思われる。税務課に伝える。

(東) コロナウィルス対策で事業所の運営に随分苦労した。市役所で検討いただけることがあればご指導含めて教えていただきたい。

(市) まずは感染防止が大事。人間同士のつながりを深めてこそ精神の安定、身体の健康が保たれるということがあるのに、関係性を逆にするしかないのは心苦しいが、ワクチン、特効薬がない中では、どうしていくか難しいところ。特に福祉関係の、人と人が密接に関わったり、支援したりするところとは一番難しい。国の交付金や補正予算に応じた市の予算化ができることもあると思われる。各事業所の設備の補助をすとか、補助制度や枠組みを作っていくのも大事。こういうことがやりたいと教えていただけるとよい。

(東) 私たちも要望をまとめてもっていくぐらいの必要があるのではないかとも思うし、本当に相談したい障害者の方が困っていなかったかなど考えたが、事業所を閉めたらだめだと思い、いろいろ考えながらやってきた。

(市) 事業者により時間短縮をしたところもあれば、閉めるところもあったが、その場合も必要な方には個別に対応いただいていたので、各事業所で実情に合わせてできる限りのことはやっていたと考えている。関係機関同士の横の連携、情報交換もご相談いただければできる。事業所同士が難しければ、行政に言っていただければできる限りのことはしたい。